

## 東海学生オリエンテーリング連盟規約

## 第一章 総則

## (名称)

第一条 本連盟は東海学生オリエンテーリング連盟と称する。

## (目的)

第二条 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟（以下「日本学連」と略す）の下部組織として東海の学生オリエンテーリング界を統轄し、且つそれを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、東海の学生界におけるオリエンテーリングの普及、発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第三条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、定例戦，合宿の開催
- 二、刊行物の発行
- 三、本連盟の目的に適う一切の事業

## (統括地域)

第四条 本連盟は静岡県、愛知県、三重県、岐阜県の四県を統轄する。

## (年度)

第五条 本連盟の年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

## 第二章 加盟

## (加盟資格)

第六条 本連盟に加盟できる資格は、学校教育法、同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校（四，五年）、及びこれに準ずるもので本連盟に認められたものとする。

## (加盟形態)

第七条 本連盟への加盟形態には、加盟校加盟、準

加盟校加盟の二種類がある。

## (加盟校)

第八条 加盟校は総会への出席、参加につき権利を有し、義務を負う。

また、積極的にオリエンテーリング活動をし、本連盟に何らかの寄与をすることが望まれる。

本連盟の加盟校は、日本学連加盟校の地位を取得する。

加盟校は連続して日本学連総会を欠席した場合、準加盟校へ降格されることもある。

## (準加盟校)

第九条 準加盟校は総会への出席、参加につき権利を有し、義務を負う。本連盟の準加盟校は、日本学連準加盟校の地位を取得する。

## (準加盟校の加盟校加盟申請の条件)

第十条 準加盟校の加盟校加盟申請の条件は以下の通りとする。

- 一、準加盟校加盟以来、満一年を経過していること。
- 二、加盟員数が十名以上であること。

## (加盟)

第十一条 加盟は年度毎に更新されなければならない。

本連盟に加盟を更新する者は、六月三十日までに加盟手続きをしなければならない。

加盟校が、更新時に第八条第一項を満たさない時は、準加盟校として更新する。

第二項の手続きを怠った時は、脱退とする。

## (加盟料の納入)

第十二条 本連盟に加盟する者は、加盟手続きの際に加盟料を納入しなければならない。

すでに納めた加盟料は、事情の如何にかかわらずこれを返却しない。

## (登録者名簿)

第十三条 本連盟に加盟する者は、加盟手続きの際に登録者名簿を提出しなければならない。  
登録者名簿の記載事項に変更、追加、取消がある時は、名簿を提出した者はその都度変更、追加、取消をおこなわなければならない。  
追加、取消はその年度の十二月三十一日までしか認めない。

(加盟禁止期間)

第十四条 一月一日から三月三十一日の間は、新たな加盟を認めない。

### 第三章 総会

(総会)

第十五条 総会は加盟校並びに準加盟校(以下「加盟校等」と略す)の代表及び役員によって構成される。  
総会は加盟校等の過半数の出席をもって成立する。

(代表の登録)

第十六条 各加盟校等は代表者を事務局に登録する。

(総会の職務)

第十七条 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決、承認する。

- 一、 予算及び決算
- 二、 役員、委員長の選出及び罷免
- 三、 会計監査の選出及び罷免
- 四、 規約の改正
- 五、 本連盟の運営に関して加盟校等、又は役員が提案した事項

総会において加盟校等は本連盟の運営若しくは資産の状況又は役員の事務執行について役員に対して意見を述べることができる。

(総会の招集)

第十八条 総会は次の場合、幹事長がこれを招集する。

- 一、 年三回の定例総会
- 二、 幹事長が必要と認めた場合
- 三、 幹事会が開催を議決した場合

四、 加盟校等の総数の四分の一以上の加盟校等が会議の目的とする資料を示して総会の招集を請求した場合

幹事長は前項第四号の規定によって加盟校等から総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

総会を招集するには、幹事長は会日の十四日以前に加盟校等に日時、場所について通知しなければならない。

(議長)

第十九条 総会に議長一人を置く。

議長は幹事会が加盟員の中から推薦し他のすべての案件に先立って選出される。

(委任状)

第二十条 総会にやむを得ず出席できない加盟校等は、別に定める規則により議長宛に委任状を託さなければならない。

(議決)

第二十一条 総会において加盟校等は一つの平等の議決権、選挙権を有する。総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては出席校の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

(緊急事項)

第二十二条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定することができる。この場合、総会において承認を得られなければその効力を失う。

### 第四章 役員

(役員)

第二十三条 本連盟に次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| 一、 会長   | 一名  |
| 二、 副会長  | 一名  |
| 三、 参与   | 若干名 |
| 四、 幹事長  | 一名  |
| 五、 副幹事長 | 二名  |

- 六、会計 一名
- 七、競技部長 一名
- 八、広報部長 一名
- 九、事務局長 一名
- 十、地区代表幹事 一名

(会長)

第二十四条 会長は本連盟を代表する。  
会長は幹事会が推薦する。

(副会長)

第二十五条 副会長は会長を補佐し、会長の不在の時これを代行する。  
副会長は幹事会が推薦する。

(参与)

第二十六条 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応ずる。  
参与は幹事会が推薦する。

(幹事長)

第二十七条 幹事長は総会、幹事会等で決定された意思に基づき、本連盟の運営を執行且つ統轄する。

(副幹事長)

第二十八条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長の不在の時これを代行する。

(会計)

第二十九条 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(地区代表幹事)

第三十条 地区代表幹事は日本学連の幹事であり、日本学連に対し本連盟を代表し、業務を処理する。  
地区代表幹事は他の役員を兼ねることができる。

(役員を選出)

第三十一条 第二十三条第一号から第三号までに定めたる役員は、総会の承認により決定する。  
第二十三条第四号から第九号までに定めたる役員は、加盟校等に所属する者の中から総会の議決により決定する。  
第二十三条第十号に定めたる地区代表幹事は幹事会が推薦する。

(役員任期)

第三十二条 役員任期は四月一日から翌年三月三十一日までの一年とする。但し再任を妨げない。

(幹事)

第三十三条 会長、副会長、参与以外の役員を幹事と称する。

(幹事会)

第三十四条 幹事会は幹事によって組織され、この規約に基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責に任ずるものとする。  
幹事会は本連盟の運営に関し必要な規則を定めることができる。  
幹事会は幹事長が必要と認められた時にこれを招集して開催できる。

## 第五章 監査

(会計監査)

第三十五条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

(会計監査の選出)

第三十六条 会計監査は総会の議決により一名決定する。  
会計監査は下記のいずれに該当する者を選出してはならない。

- 一、本連盟の役員
- 二、各加盟校等の代表

(監査報告)

第三十七条 会計監査は任期年度の会計を監査し、翌年度初めての総会でこれを報告する。  
加盟校又は役員からの請求がある時は、監査報告をしなければならない。  
会計監査は不正に気付いた時は、遅滞なく報告しなければならない。

(会計監査の任期)

第三十八条 第三十二条の規定はこれを準用する。

## 第六章 事務機構

(事務機構)

第三十九条 本連盟に次の事務機構を置く。  
一、競技部： 定例戦、合宿及びその他の競技を統轄し、その記録を管理

## 第4部 規約・規定集

する。

二、広報部：刊行物の発行を行う。

三、事務局：一切の事務を行う。

（事務機構の構成）

第四十条 各部局は本連盟加盟員で構成され、第三十一条第二項の定めによって選出される部長、若しくは局長により統轄される。

### 第七章 委員会

（委員会）

第四十一条 本連盟にその運営を円滑に遂行するため幹事会が承認した委員会を置くことができる。

（委員会の構成）

第四十二条 委員会は本連盟加盟員及びその他で構成される。

### 第八章 経費

（経費）

第四十三条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

一、加盟料

二、関係機関及び団体から受ける補助金

三、事業収入

四、賛助金、寄付金及びその他の収入

（加盟料の金額）

第四十四条 加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

### 第九章 改正

（改正）

第四十五条 本規約の改正は、総会において加盟校等総数の三分の二以上の賛意を必要とする。

### 第十章 補則

（細則）

第四十六条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

（施行期日）

第四十七条 本規約は平成十四年四月一日から施行する。

昭和六十年 四月 一日 制定

昭和六十三年 四月 一日 改正

平成二年 四月 四日 改正

平成五年 十一月 十三日 改正

平成十四年 三月 十一日 改正